

質問時間 60分

石渡 悦子 議員

後期高齢者医療制度の 保険料軽減は

制度の経過をみながら対応していきます



麻しんの流行を防ぐ為予防接種を

麻しん[※]予防接種について

問 麻しんの予防接種は、本年4月から、第3期（中学校1年生）と第4期（高校3年生相当世代）を対象に、公費でまかなわれる定期接種が始まる予定となっております。町の対応を伺います。

※麻しんⅡはし

町長

昨年来、免疫が減衰した10代・20代の方を中心にはしかが流行したため、排除を目指して対策が打ち出されております。本町におきましても、これに基づき、定期予防接種として、新中学1年生は5月に中学校を会場に実施し、新高校3年生に相当する年齢の方に対しましては、県内指定医療機関で個別接種を実施してまいります。

問 2006年の法改正により、有効な2回接種が実施されておりますが、それ以前の1回接種の方や未接種の方々に對しても、はしかの蔓延を防ぐ為には公的負担等の積極的対応が必要であ

ると思えます。

保健福祉課長

1回接種の世代等につきましては、自己負担で、基本的に任意接種として受けていただきたいと思えます。県内でも高校3年生以上の方につきまして、公費助成の対策をとっている自治体は今のところ無い状況です。又、高校3年生に至るまでの対応については、国が5年間で解消していく対策方針が示されております。町は国の方針に準拠して進めてまいりたいと思っております。接種状況については、第1期（1歳児）で96%の接種率です。定期接種の期間からはみ出しますと、町としては一定の要綱を定めておりまして対象者が規定されますが、任意予防接種として公費負担の対応をしてまいりたいと思っております。

後期高齢者医療制度について

問 4月1日施行の後期高齢者医療制度に対し、凍結・中止を求める意見書や請願採択は512自治体・反対署名は350万人を超えます（2月1日現在）。高齢者に大きな負担を負わせる制度の実施は中止すべきと思えます。

町長

高齢化により医療費が増え続ける中、保険料を負担する若い世代が減少しており、高齢者の方にも負担能力に応じた負担をいただく、新たな制度の創設は必要なことだと認識しております。

問

後期高齢者医療制度では、資格証明書の発行が条文化されました。現行の老人保健法

の中では高齢者は除かれておりましたが、新制度のもとでは命綱である保険証の取り上げが起り得る事になります。高齢者の命と健康を守る立場から資格証明書の発行はすべきではないと思えます。また、保険料の軽減対策について伺います。

町長

広域連合におきまして、資格証明書の発行につきましては、被保険者の生活実態を把握した上で対応するとの考え方を示しており、機械的な発行を行なう事はないと考えております。町としては広域連合と連携を図りながら進めてまいります。75歳以上の後期高齢者については、年金収入だけという方がほとんどです。年金収入の額もさまざま、家庭の状況により保険料の負担能力に大きな差がある事は承知しておりますが、町独自の支援策については制度の経過をみながら対応してまいりたいと考えております。